

令和7年10月定例会 教育長報告

◆10月の主な活動

- 9日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 18日 第15回静岡ジュニア太鼓フェスティバル（静岡縣護國神社）〔教育長〕
- 24日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 27日 10月校長会（教育センター）〔教育長〕
- 28日 教育長定例記者会見（静岡庁舎）〔教育長〕
- 29日 大型絵本贈呈式（清水興津図書館）〔教育長〕
学習まんが「食品トレイのひみつ」贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 30日 校長会支部訪問（竜南小学校）〔教育長・委員〕

◆11月の主な活動

- 4日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 5日 静岡県市町教育委員会研修会（掛川市）〔教育長・委員〕
- 9日 第33回静岡太鼓フェスティバル（マリナート）〔教育長〕
- 13日 第79回指定都市小学校長会研究協議会静岡大会
(グランヒルズ静岡)〔教育長〕
- 25日 校長会支部訪問（賤機中学校）〔教育長・委員〕
教育委員会臨時会（賤機中学校）〔教育長・委員〕
- 29日 第23回静岡市PTA大会（清水テルサ）〔教育長〕

議案第12号

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更について

通学区域について、次のように変更する。

令和7年10月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立小学校及び中学校の統合に伴い、令和8年度より通学区域を変更しようとするものである。
なお、当通学区域の変更については、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会から変更を適当と認める旨の答申を受けている。

新旧対照表

1 小学校の統合に伴う通学区域の変更について

(1) 静岡市立梅ヶ島小学校を静岡市立大河内小学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立大河内 小学校	葵区の区域のうち相 淵、有東木、渡、中平、 平野、横山及び蕨野の 区域	静岡市立大河内 小学校	葵区の区域のうち相 淵、有東木、 <u>梅ヶ島</u> 、 渡、中平、 <u>入島</u> 、平野、 横山及び蕨野の区域
静岡市立梅ヶ島 小学校	葵区の区域のうち梅ヶ 島及び入島の区域		

(2) 静岡市立蒲原東小学校及び静岡市立蒲原西小学校を静岡市立蒲原小学校として統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立蒲原東 小学校	清水区の区域のうち蒲 原の一部、蒲原一丁目、 蒲原二丁目、蒲原三丁 目の一部、蒲原四丁目 の一部、蒲原新栄及び 蒲原東の区域	静岡市立蒲原小 学校	清水区の区域のうち 蒲原、蒲原一丁目、蒲 原二丁目、蒲原三丁 目、蒲原四丁目、蒲原 神沢、蒲原小金、蒲原 新栄、蒲原新田一丁 目、蒲原新田二丁目、 蒲原堰沢、蒲原中及 び蒲原東の区域
静岡市立蒲原西 小学校	清水区の区域のうち蒲 原の一部、蒲原三丁目 の一部、蒲原四丁目 の一部、蒲原神沢、蒲原小 金、蒲原新田一丁目、蒲 原新田二丁目、蒲原堰 沢及び蒲原中の区域		

(3) 静岡市立由比北小学校を静岡市立由比小学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立由比小学校	清水区の区域のうち由比、由比阿僧、由比今宿、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、 <u>由比東山寺の一部</u> 、由比町屋原及び由比八千代の区域	静岡市立由比小学校	清水区の区域のうち由比、由比阿僧、由比今宿、 <u>由比入山</u> 、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、 <u>由比東山寺</u> 、 <u>由比町屋原</u> 及び由比八千代の区域
<u>静岡市立由比北小学校</u>	<u>清水区の区域のうち由比入山及び由比東山寺の一部の区域</u>		

2 中学校の統合に伴う通学区域の変更について

(1) 静岡市立梅ヶ島中学校を静岡市立大河内中学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2中学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立大河内中学校	葵区の区域のうち相淵、有東木、渡、中平、平野、横山及び蕨野の区域	静岡市立大河内中学校	葵区の区域のうち相淵、有東木、 <u>梅ヶ島</u> 、 <u>渡</u> 、 <u>中平</u> 、 <u>入島</u> 、平野、横山及び蕨野の区域
<u>静岡市立梅ヶ島中学校</u>	<u>葵区の区域のうち梅ヶ島及び入島の区域</u>		

3 学校統合に伴う知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(1) 小学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機南小学校、 静岡市立賤機中小学校、 静岡市立賤機北小学校、 静岡市立大河内小学校、 <u>静岡市立梅ヶ島小学校</u> 、 静岡市立玉川小学校及び 静岡市立井川小学校	静岡市立賤 機南小学校	静岡市立賤機南小学校、 静岡市立賤機中小学校、 静岡市立賤機北小学校、 静岡市立大河内小学校、 静岡市立玉川小学校及び 静岡市立井川小学校	静岡市立賤 機南小学校
<u>(休級)</u>	静岡市立梅 ヶ島小学校	(削除)	(削除)
静岡市立蒲原東小学校及 び静岡市立蒲原西小学校	静岡市立蒲 原東小学校	静岡市立蒲原小学校	静岡市立蒲 原小学校
静岡市立由比小学校及び 静岡市立由比北小学校	静岡市立由 比小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由 比小学校

(2) 中学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機中学校、静 岡市立大河内中学校及び <u>静岡市立梅ヶ島中学校</u>	静岡市立賤 機中学校	静岡市立賤機中学校、静 岡市立大河内中学校	静岡市立賤 機中学校
<u>(休級)</u>	静岡市立梅 ヶ島中学校	(削除)	(削除)

4 学校統合に伴う自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(1) 小学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機南小学校、 静岡市立賤機中小学校、 静岡市立賤機北小学校、 静岡市立松野小学校、静岡 岡市立大河内小学校、 <u>静岡 岡市立梅ヶ島小学校</u> 、静岡 岡市立玉川小学校及び静岡 岡市立井川小学校	静岡市立賤 機南小学校	静岡市立賤機南小学校、 静岡市立賤機中小学校、 静岡市立賤機北小学校、 静岡市立松野小学校、静岡 岡市立大河内小学校、静岡 岡市立玉川小学校及び静岡 岡市立井川小学校	静岡市立賤 機南小学校
<u>静岡市立蒲原東小学校</u> 及 び <u>静岡市立蒲原西小学校</u>	静岡市立蒲 原東小学校	<u>静岡市立蒲原小学校</u>	静岡市立蒲 原小学校
静岡市立由比小学校及び <u>静岡市立由比北小学校</u>	静岡市立由 比小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由 比小学校

(2) 中学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機中学校、静岡 岡市立大河内中学校、 <u>静岡 岡市立梅ヶ島中学校</u> 、静岡 岡市立玉川中学校及び静岡 岡市立井川中学校	静岡市立賤 機中学校	静岡市立賤機中学校、静岡 岡市立大河内中学校、静岡 岡市立玉川中学校及び静岡 岡市立井川中学校	静岡市立賤 機中学校

5 学校統合に伴う小規模特認校の指定の変更について

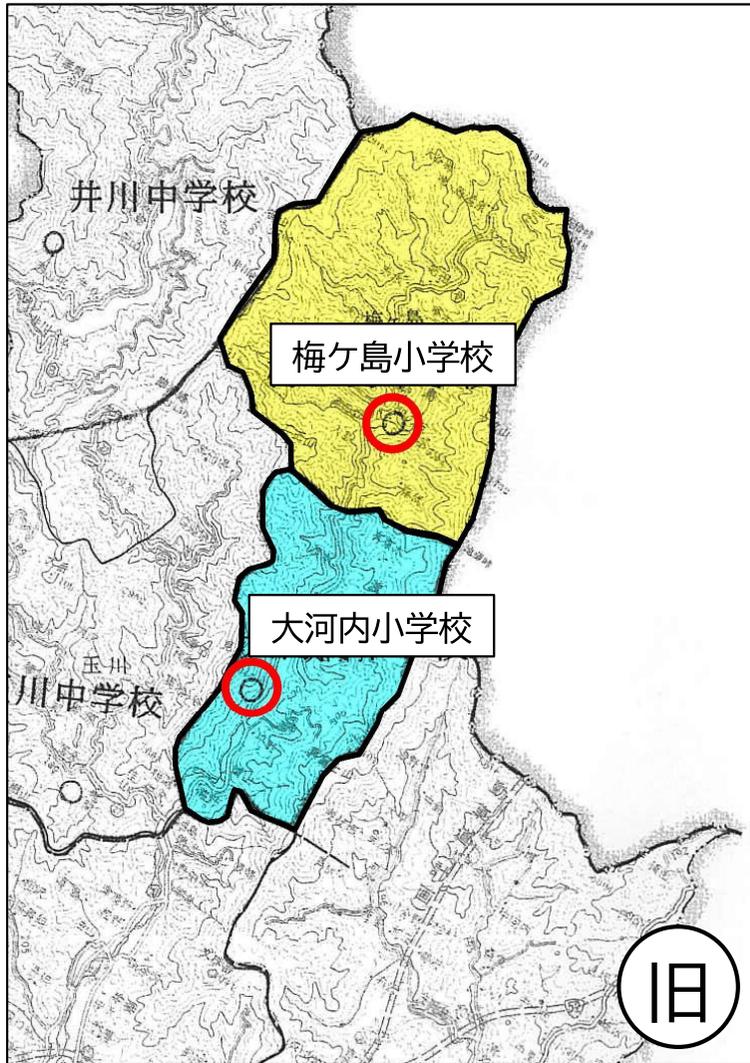
旧（現行）		新（改正案）	
小規模 特認校	静岡市立大河内小中学校、 <u>静岡 市立梅ヶ島小中学校</u> 、静岡市立 大川小中学校及び静岡市立玉 川小中学校	小規模 特認校	静岡市立大河内小中学校、静岡 岡市立大川小中学校及び静岡 岡市立玉川小中学校

6 施行日 令和8年4月1日

葵区梅ヶ島・大河内地区2小学校の統合

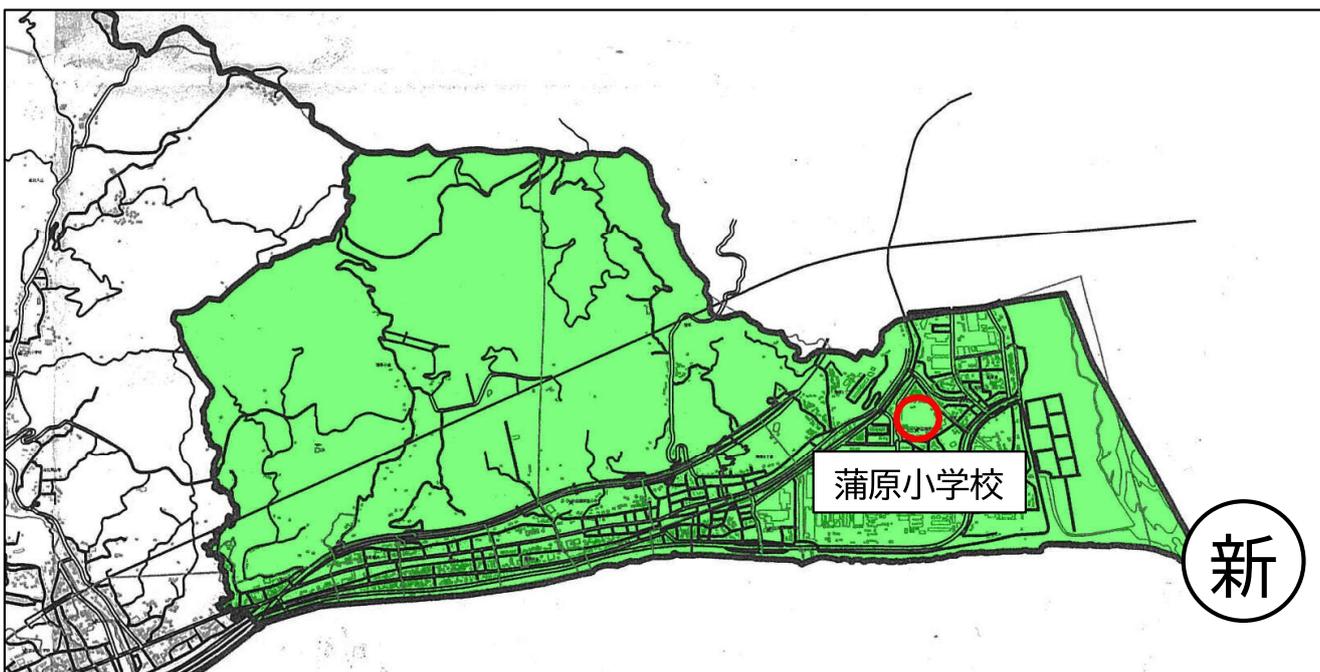
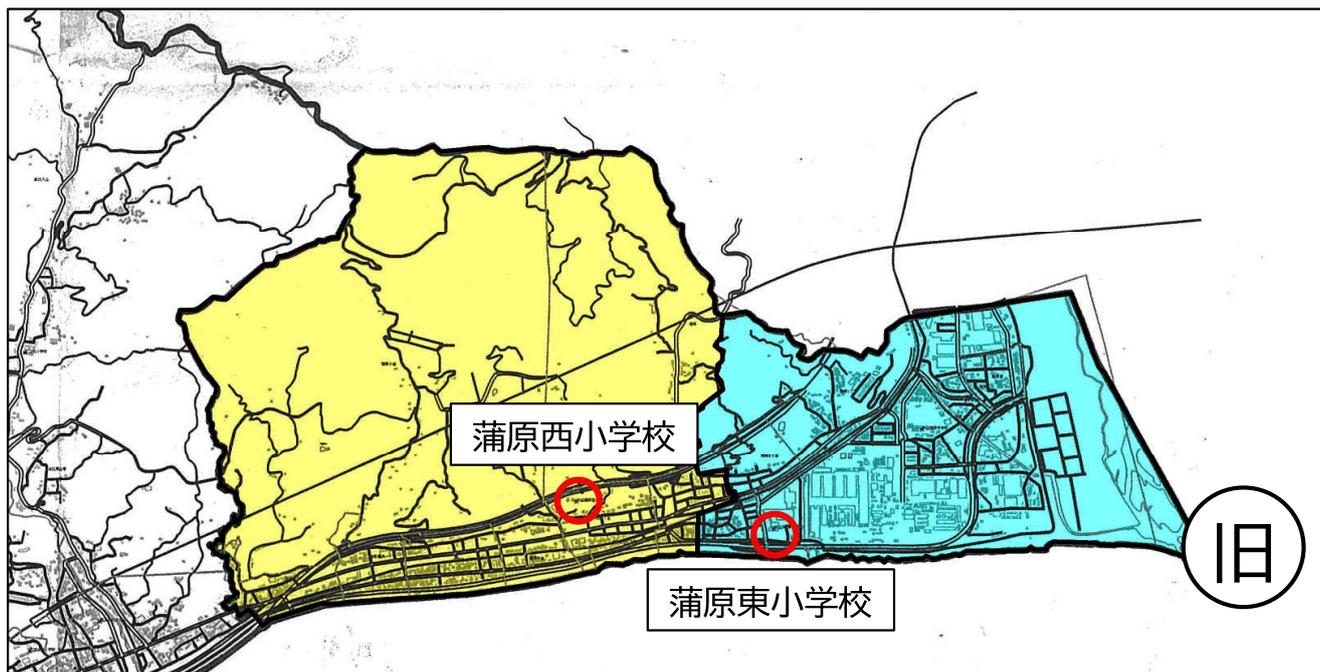
(梅ヶ島小、大河内小の通学区域を一つにまとめる)

地図①



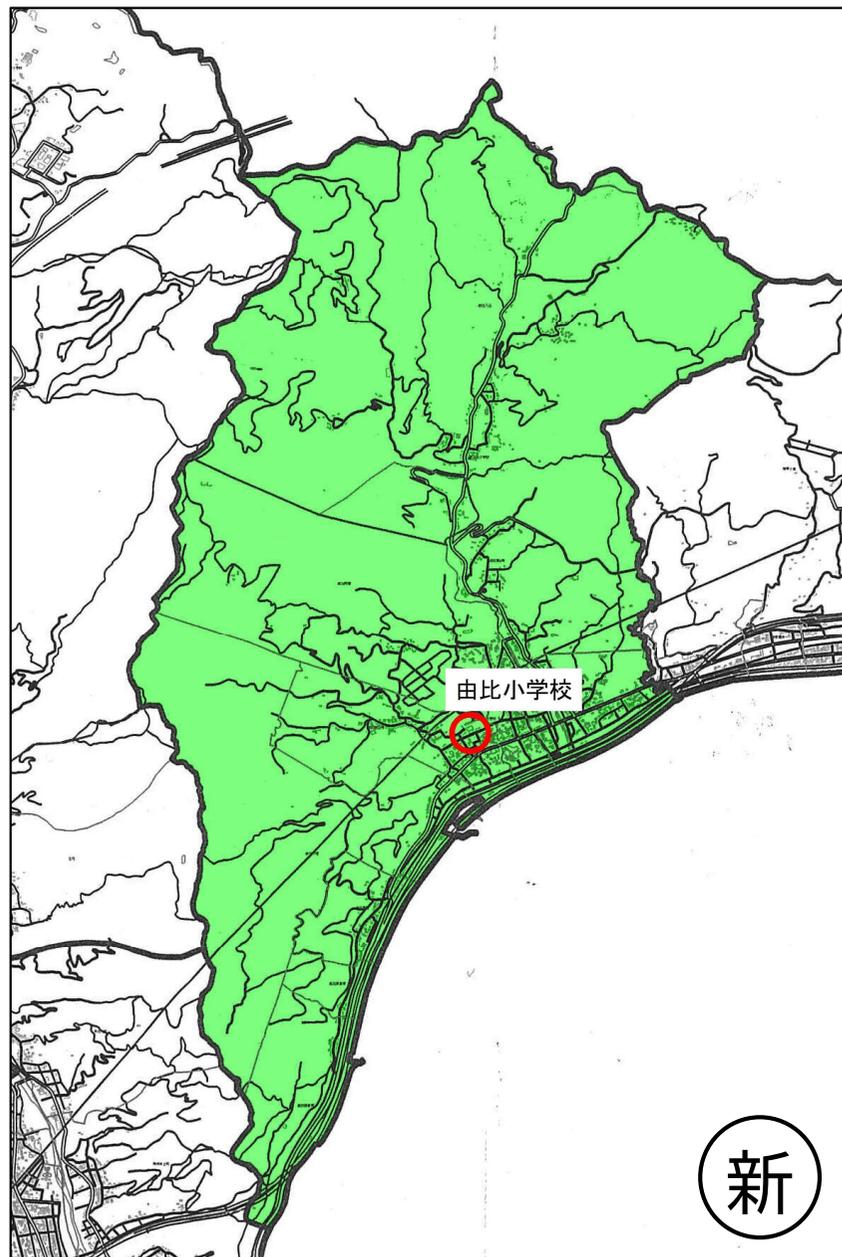
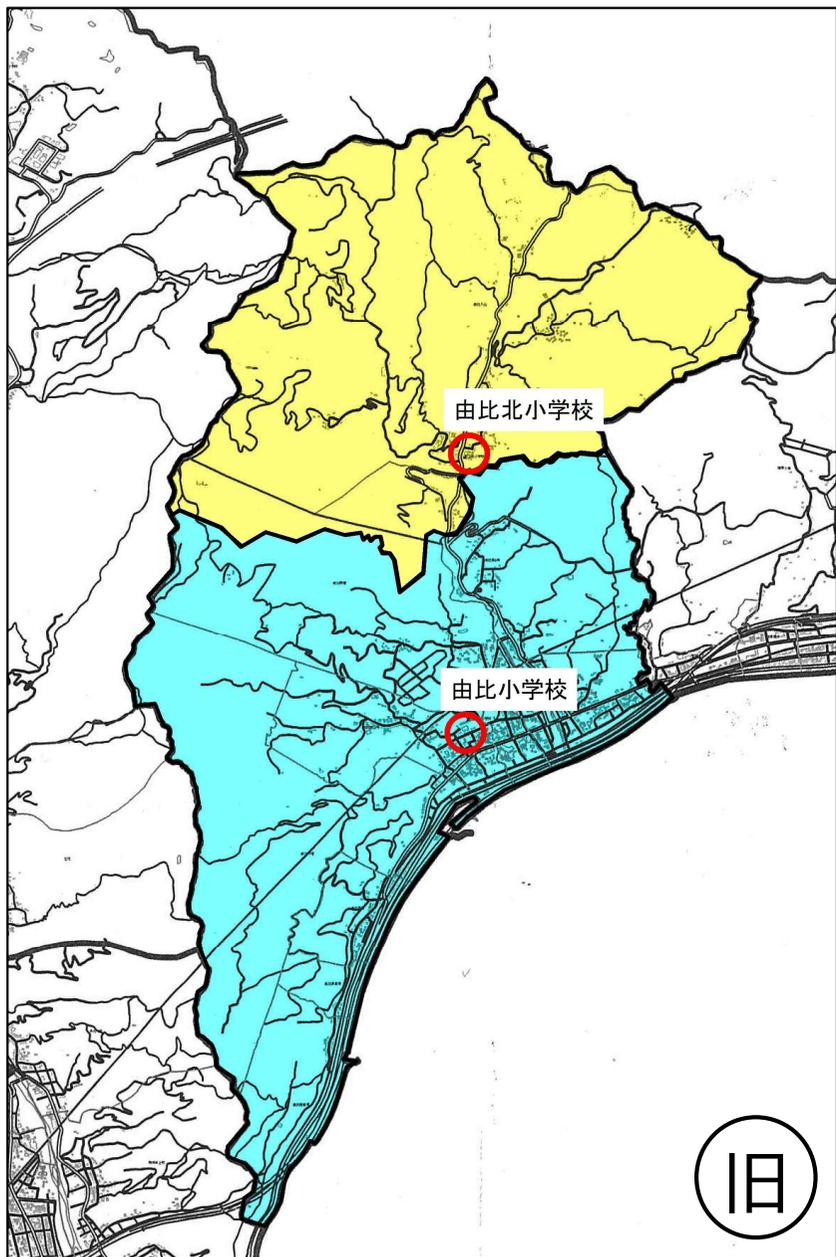
清水区蒲原地区2小学校の統合
(蒲原西小、蒲原東小の通学区域を一つにまとめる)

地図②



地図③

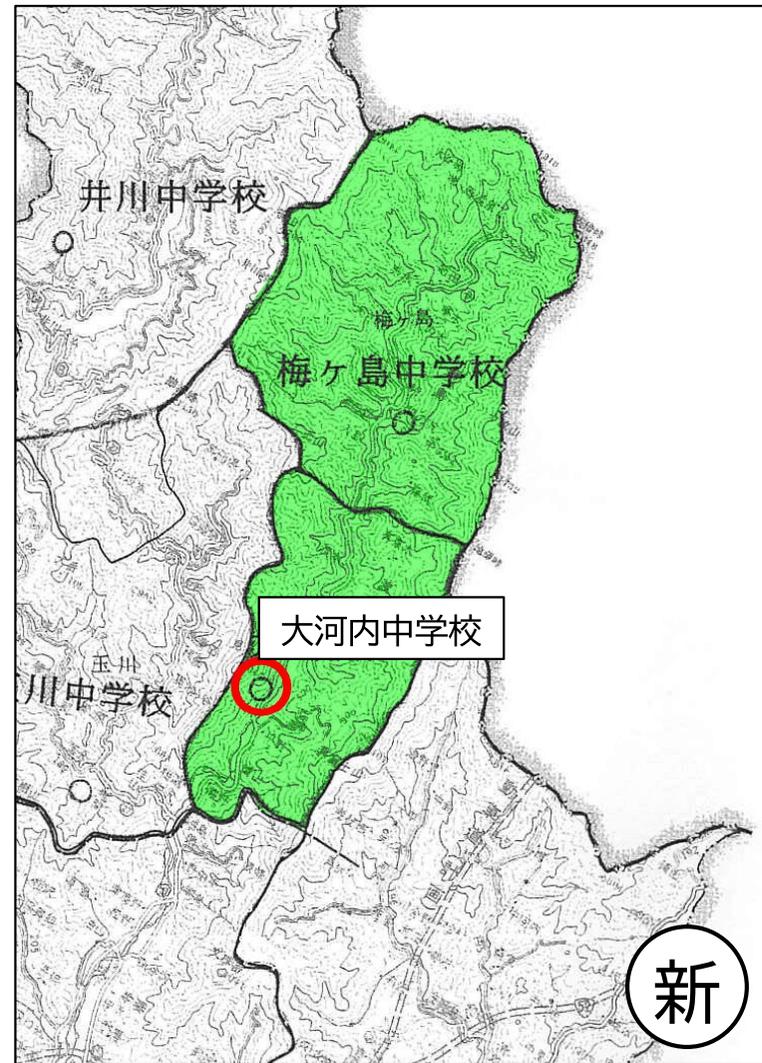
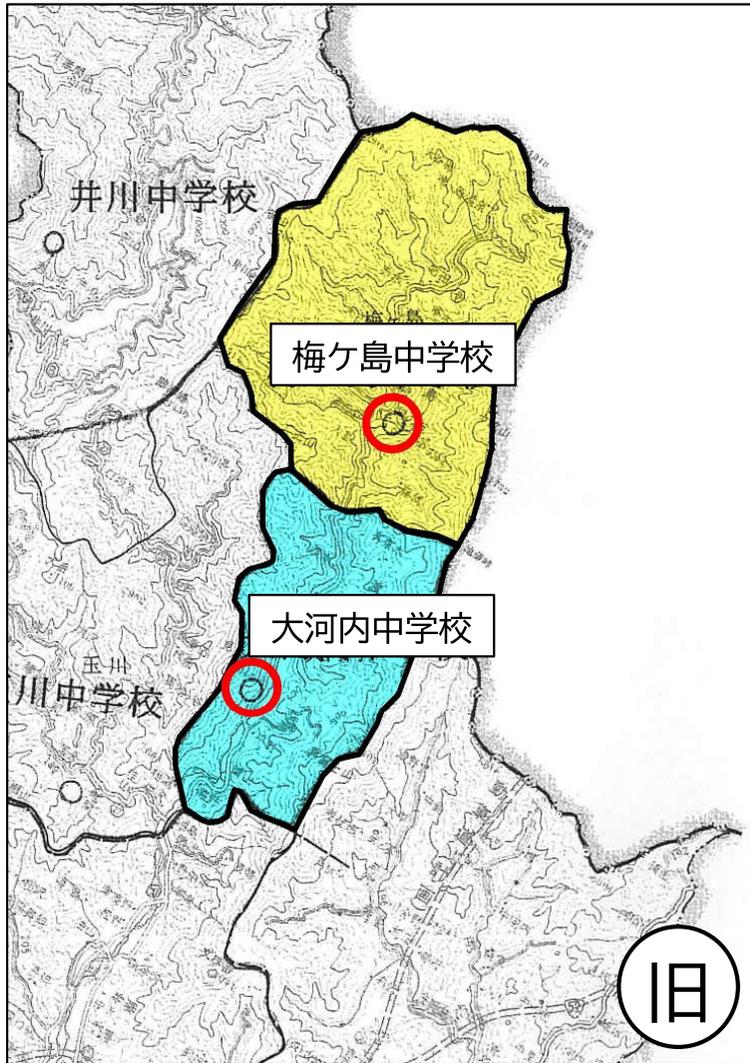
清水区由比地区2小学校の統合
(由比北小、由比小の通学区域を一つにまとめる)



葵区梅ヶ島・大河内地区2中学校の統合

(梅ヶ島中、大河内中の通学区域を一つにまとめる)

地図④



令和7年10月20日

静岡市教育委員会 様

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会

委員長 望月 俊



令和7年9月2日付け07静教教児第1357号による諮問について慎重に審議した結果、本審議会は下記のとおり答申する。

記

1 小学校の統合に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立梅ヶ島小学校を静岡市立大河内小学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立大河内小学校	葵区の区域のうち相淵、有東木、渡、中平、平野、横山及び蕨野の区域	静岡市立大河内小学校	葵区の区域のうち相淵、有東木、梅ヶ島、渡、中平、入島、平野、横山及び蕨野の区域
静岡市立梅ヶ島小学校	葵区の区域のうち梅ヶ島及び入島の区域		

(2) 静岡市立蒲原東小学校及び静岡市立蒲原西小学校を静岡市立蒲原小学校として統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域

静岡市立蒲原東 小学校	清水区の区域のうち蒲原の一部、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目の一部、蒲原四丁目の一部、蒲原新栄及び蒲原東の区域	静岡市立蒲原小 学校	清水区の区域のうち蒲原、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目、蒲原四丁目、蒲原神沢、蒲原小金、蒲原新栄、蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原堰沢、蒲原中及び蒲原東の区域
静岡市立蒲原西 小学校	清水区の区域のうち蒲原の一部、蒲原三丁目の一部、蒲原四丁目の一部、蒲原神沢、蒲原小金、蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原堰沢及び蒲原中の区域		

(3) 静岡市立由比北小学校を静岡市立由比小学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立由比小 学校	清水区の区域のうち由比、由比阿僧、由比今宿、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、由比東山寺の一部、由比町屋原及び由比八千代の区域	静岡市立由比小 学校	清水区の区域のうち由比、由比阿僧、由比今宿、由比入山、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、由比東山寺、由比町屋原及び由比八千代の区域
静岡市立由比北 小学校	清水区の区域のうち由比入山及び由比東山寺の一部の区域		

2 中学校の統合に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立梅ヶ島中学校を静岡市立大河内中学校へ統合することに伴う通学区域の変更

現在の2中学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	通学区域	標準指定学校	通学区域
静岡市立大河内 中学校	葵区の区域のうち相 淵、有東木、渡、中平、 平野、横山及び蕨野の 区域	静岡市立大河内 中学校	葵区の区域のうち相 淵、有東木、 <u>梅ヶ島</u> 、 渡、中平、 <u>入島</u> 、平野、 横山及び蕨野の区域
静岡市立梅ヶ島 中学校	葵区の区域のうち梅ヶ 島及び入島の区域		

3 学校統合に伴う知的障害特別支援学級の通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 小学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機南小学校、静 岡市立賤機中小学校、静岡 市立賤機北小学校、静岡市 立大河内小学校、 <u>静岡市立</u> <u>梅ヶ島小学校</u> 、静岡市立玉 川小学校及び静岡市立井 川小学校	静岡市立賤 機南小学校	静岡市立賤機南小学校、静 岡市立賤機中小学校、静岡 市立賤機北小学校、静岡市 立大河内小学校、静岡市立 玉川小学校及び静岡市立 井川小学校	静岡市立賤 機南小学校
<u>(休級)</u>	静岡市立梅 ヶ島小学校	(削除)	(削除)
静岡市立蒲原東小学校及 び静岡市立蒲原西小学校	静岡市立蒲 原東小学校	静岡市立蒲原小学校	静岡市立蒲 原小学校
静岡市立由比小学校及び	静岡市立由	静岡市立由比小学校	静岡市立由

静岡市立由比北小学校	比小学校		比小学校
------------	------	--	------

(2) 中学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校及び静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市立賤機中学校	静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校	静岡市立賤機中学校
(休級)	静岡市立梅ヶ島中学校	(削除)	(削除)

4 学校統合に伴う自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 小学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機南小学校、静岡市立賤機中小学校、静岡市立賤機北小学校、静岡市立松野小学校、静岡市立大河内小学校、静岡市立梅ヶ島小学校、静岡市立玉川小学校及び静岡市立井川小学校	静岡市立賤機南小学校	静岡市立賤機南小学校、静岡市立賤機中小学校、静岡市立賤機北小学校、静岡市立松野小学校、静岡市立大河内小学校、静岡市立玉川小学校及び静岡市立井川小学校	静岡市立賤機南小学校
静岡市立蒲原東小学校及び静岡市立蒲原西小学校	静岡市立蒲原東小学校	静岡市立蒲原小学校	静岡市立蒲原小学校
静岡市立由比小学校及び静岡市立由比北小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由比小学校	静岡市立由比小学校

(2) 中学校

旧（現行）		新（改正案）	
標準指定学校	指定学校	標準指定学校	指定学校
静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立梅ヶ島中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立賤機中学校	静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立賤機中学校

- 5 学校統合に伴う小規模特認校の指定の変更について、次のように変更することが適当と認める。

旧（現行）		新（改正案）	
小規模特認校	静岡市立大河内小中学校、静岡市立梅ヶ島小中学校、静岡市立大川小中学校及び静岡市立玉川小中学校	小規模特認校	静岡市立大河内小中学校、静岡市立大川小中学校及び静岡市立玉川小中学校

- 6 施行日 令和8年4月1日

静岡市自然の家条例の廃止に伴う静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和7年10月24日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例において、静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の設置、管理及び廃止に関することについては、市長が管理し、及び執行するものとしているが、当該施設が令和8年3月31日をもって廃止することに伴う所要の改正について、教育委員会へ意見聴取しようとするものである。

静岡市自然の家条例の廃止に伴う静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

(教育総務課、環境局環境共生課)

1 要旨

静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「自然の家」という。）については、幅広く多面的な施設の活用や経済政策、観光政策等の施策と一体的な事業の推進を可能とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（以下「本条例」という。）を制定し、令和 7 年度より市長が管理・執行することとしたが、自然の家の廃止に伴い、本条例の条文から自然の家を削除するなど、所要の改正を行う。

2 施設の概要

所在地：静岡市葵区井川 3055-1 （延床面積 6,237 m²）

宿泊定員：290 名

沿革：1976 年 開所（本館）

1989 年 新館宿泊棟及び食堂棟増築

2014 年 本館及び多目的ホール耐震工事

2015 年 個人利用受付の開始

2019 年 新館宿泊棟及び食堂棟改修工事

2025 年 教育委員会より環境局へ所管替え

3 廃止する理由

自然の家は、長年、青少年の健全育成を図る社会教育施設として、少子化が進む中、小中学校の教育活動を中心に利用されてきた。

平成 27 年には南アルプスユネスコエコパーク登録を機に、市民にも自然と触れ合う機会を提供する施設として、個人利用を開始した。

しかし、学校教育の改変やアクセスの面で県内同様施設に切り替える学校が増加したことで利用者数は減少、市民による個人利用も学校利用を補完するまでには至らなかった。加えて、自然の家の維持管理費には多額の費用がかかるため、今後運営を継続していくことが困難な状況となった。

4 その他特記事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定により、地方公共団体の議会は、同法第 23 条第 1 項の規定により定められた条例の改廃の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならないとされている。

今回の自然の家の廃止に伴い、同法第 23 条第 1 項の規定により定めた本条例の改正が行われることから、令和 7 年 11 月 4 日（火）開催予定の教育委員会定例会において、教育委員会の意見を聴く予定である。

議案第 号

静岡市自然の家条例の廃止について

静岡市自然の家条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市自然の家条例を廃止する条例

静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）
- 2 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和7年静岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「特定社会教育機関」という。）」を削り、「特定社会教育機関」を「博物館」に改める。

○静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

令和7年3月6日

条例第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- （1） 博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- （2） スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- （3） 文化に関する事。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（以下略）

≪新旧対照表≫

現行	改正後（案）
（1） <u>博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家</u> （以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、 <u>特定社会教育機関</u> のみに係るものを含む。）。	（1） 博物館の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館のみに係るものを含む。）。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第9号

教育長定例記者会見について

教育長定例記者会見について、次のとおり報告する。

令和7年10月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 令和7年10月28日に教育長定例記者会見を実施するため、報告する。



教育長定例記者会見

とき：2025年10月28日（火）

午前11時から

ところ：市役所静岡庁舎8階 市長公室

1. 静岡市教職員の働き方改革について 【教職員課】
2. 2025年度末「しずおか教師塾事業」廃止と新規事業について 【教職員課】
3. 水泳授業の現状と今後について 【教育センター】
4. 御幸町図書館×MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店 初コラボイベントについて 【中央図書館】

次回の予定 12月23日（火）午前11時から

静岡市教職員の働き方改革について

1 要 旨

静岡市では、「学校における働き方改革プラン」を策定し、教員が本来業務に専念できる環境整備に努め、長時間勤務を解消する「学校における働き方改革」を推進しています。

2025年10月7日に経済協力開発機構（OECD）より公表された国際教員指導環境調査の結果や給特法等一部改正法などの国の現状と動向を踏まえながら、静岡市の現状や今年度の取組について報告します。

2 国の現状と動向について

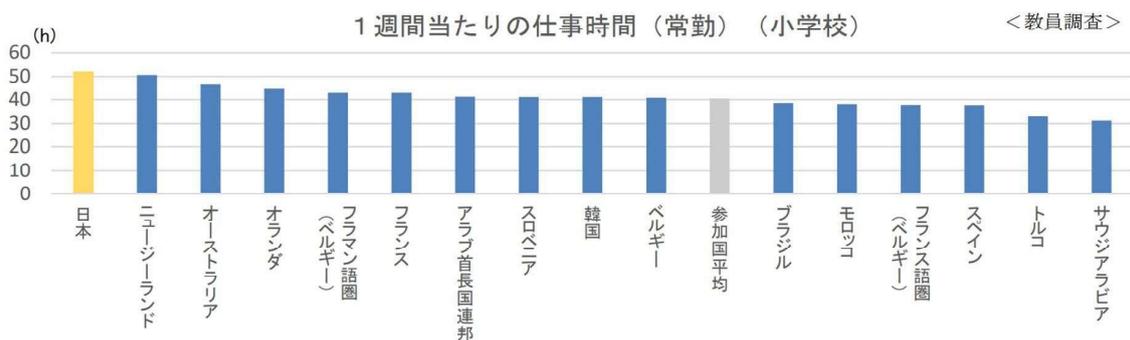
（1）国の現状

ア 国際教員指導環境調査の結果

2025年10月7日、経済協力開発機構（OECD）は、2024年に実施した国際教員指導環境調査（TALIS2024）の結果を公表しました。

（ア）教員の仕事時間

日本の教員の仕事時間は前回調査と比べて減少しているものの、小中ともに参加国中最長で、世界的には依然として教員の長時間労働が浮き彫りとなりました。



我が国の教員の現状と課題－TALIS2024 結果より－（国立教育政策研究所）

次頁あり

ること、1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にすることを目指すことが目標として設定されています。

3 静岡市の現状について

(1) 静岡市の学校における働き方改革プラン

静岡市では、2018 年 4 月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、現在のプランは、2022 年 4 月に改訂され、4 年目となっています。「教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る」ことが目的です。

(2) これまでの取組

これまで「学校における働き方改革プラン」に掲載されている、4 方針 28 の取組を行ってきました。主な取組として、「校務支援システムの活用」「働き方改革推進校による実践・発表」「学習用端末を活用した ICT 教育の推進」「教職員のメンタルヘルス対策推進」などです。

(3) 成果（静岡市の現状）

静岡市の教育職員の勤務時間については、勤怠管理システムを導入し適切に管理しています。1 か月当たりの月平均時間外在校等時間は、2022 年度から 2024 年度まで小学校、中学校ともに大きな変動はなく、全体の平均は 33 時間と維持している状況です。これは、2023 年度の政令指定都市平均を下回っており、また新たに目標として設定された 1 か月平均時間外在校等時間 30 時間に近い数値となっています。

1 か月当たりの静岡市教育職員の平均時間外在校等時間（三か年推移）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	政令指定都市平均（2023）
小学校（時間）	29	27	28	32
中学校（時間）	37	37	38	42
全体（時間）	33	33	33	37

また、1 か月の平均時間外在校等時間、45 時間を超える学校の割合は、2022 年度が 15.4%、2023 年度が 11.8%、2024 年度は 9.1%と着実に減少しています。これは、学校における働き方改革プランの取組推進と、教職員一人ひとりの意識の改善と学校組織として働き方改革に取り組み、できるところから改善していこうとし

次頁あり

ている成果だと考えています。

1か月当たりの平均時間外在校等時間が45時間を超える学校の割合（三か年推移）

	2022年度	2023年度	2024年度
割合	15.4%	11.8%	9.1%

（4）課題（静岡市の現状）

1か月の時間外在校等時間45時間を超える長時間労働者対象率は、2024年度は全体の25.6%でした。2023年度が23.8%、2022年度が26.1%でしたので、静岡市の教育職員の中に依然として長時間勤務をしている教員が一定数いるということが課題です。

1か月の時間外在校等時間が45時間を超える長時間労働者対象率（三か年推移）

	2022年度	2023年度	2024年度
割合	26.1%	23.8%	25.6%

また今年6月に全教職員を対象に実施した「教職員の働き方改革に関するアンケート」では、小中学校合わせて92%の教職員が自分の仕事にやりがいを感じている一方、「子供と向き合う時間」や「指導準備時間」が十分確保できていると感じている教職員は全体の38%でした。自分の仕事にやりがいを感じているが、本来業務にかかる時間が十分確保できているとはいえないということも課題です。

教職員の働き方改革に関するアンケート（2025年6月実施）

【自分の仕事にやりがいを感じていますか。】

	とても 感じている	まあまあ 感じている	あまり 感じている	まったく 感じている
小学校（%）	92.2			7.8
中学校（%）	91.0			9.0

（4）静岡市の現状（まとめ）

子どもたちの成長を支える教職員の日頃の努力に深く感謝しています。これからも静岡市の教職員が元気な笑顔で、誇りをもって子どもたちと向き合える環境づくりをしなければならぬと考えています。

次頁あり

静岡市の92%の教職員は、自分の仕事にやりがいを感じていますが、学校現場では、子どもたちが抱える多様化した課題への対応や、保護者や地域からの学校や教職員に対する期待や要望の高まりなどにより、教職員の長時間勤務が課題となっています。静岡市の教職員が、心身ともに健康で、授業や子どもたちへの対応などの本来業務により注力することができるようにするために、以下の取組を行っています。

4 静岡市の学校における働き方改革 今年度の取組について

今年度も「学校における働き方改革プラン」に沿った今年度の主な取組として、次の5点について行っています。

(1) 学校における働き方改革プランの改定

2022年4月に施行された現行の「学校における働き方改革プラン」は2026年度までの計画であることから、今後2年かけて新プランを策定していきます。給特法等一部改正法と指針に則り、教育局各課、学校現場、PTA などからもご意見を伺いながら、作業部会、推進委員会にて検討を重ね新プランの準備を進めています。

(2) 働き方改革コーディネーターの設置

今年度から始まった新しい取り組みとして、「働き方改革コーディネーター」を各学校に設置しました。働き方改革コーディネーターは、学校における働き方改革を推進する役割を担い、学校現場からのボトムアップ型の業務の見直しや効率化を図ることで、教職員の業務負担の更なる軽減を目指していきます。年3回講師を招き、学校における働き方改革の必要性やコーディネーターの学校内での役割についての研修や、学校間の情報交換も行っています。

(3) スクール・サポート・スタッフの全校配置

スクール・サポート・スタッフを、2021年度より全校に配置しています。教員でなくてもできる業務をスクール・サポート・スタッフが行うことにより、教員が子どもと向き合う時間を増やし、子どもの指導に集中できる環境を整え、教育の質の向上を図っています。

(4) 長期休業中の日直を置かなくてもよい期間の設定

長期休業中に日直を置かなくてもよい期間を全市一斉に実施しています。今年度夏季休業中は、8月12日から8月15日までの4日間設定し、冬季休業中は12月26日に設定することにより、教職員の年次有給休暇の取得推進を図っています。

(5) 学びの推進プロジェクトチーム 校務改善部会の活動

学びの主体である子どもたちが、授業の中でさらに学びを充実させることも、教職員の働き方改革につながっていきます。今年度から新しく、「学びの推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、その中の校務改善部会で、校務を効率化し、教職員一人ひとりが担う本来業務の見直し、校務DXの推進を検討しています。

次頁あり

静岡市ではこれからも、教員を取り巻く環境整備に努め、子どもたちの学びを充実させるとともに、教職員一人ひとりが「働きやすさ」と「働きがい」の両立を実現する学校における働き方改革を推進していきます。

担当：教育局 教職員課(054-354-2509)

2025年度末「しずおか教師塾事業」廃止と新規事業（案）について

1 要旨

2025年度末をもって「しずおか教師塾」事業を廃止します。その発展的解消策として、「(仮称)教職スタートフォローアップ事業」を検討しています。新規事業では、現在対応しなければならない課題の解消に向けて、「採用試験に合格した教員採用候補者」が教員生活を安心してスタートするための支援体制を構築する施策や教職の魅力を広く発信することで静岡市の教員を志願する方を増やすための施策等を考えています。

2 「しずおか教師塾」事業の廃止について

「しずおか教師塾」事業は、「質の高い小学校教員の確保」を目的に、2009年度に「静岡熱血教師塾」として開塾しました。以後、2013年度に「しずおか教師塾」と名称変更し、2025年度は第17期を迎えています。

塾では、入塾選考試験を経た静岡市の小学校教員を志願する方を対象に、現場で必要となる資質・能力を育成するためのカリキュラムを編成し、現場経験豊富な教官の指導のもと、現場で活躍できる人材の育成に努めてきました。

現在、教師塾の卒塾生の内、静岡市の小学校教員の約2割となる約360人が小学校教員となり、子どもたちの成長を力強く支援しています。初期の卒塾生の中には、教務主任、生徒指導主任、研修主任等、他の教職員をリードする立場となっている方々もいるなど、一定の成果を収めてきました。

第1期は、「教師塾事業の募集人数30人程度」に対して応募者数が94人であり、募集人数の3倍を超えていました。しかし近年は応募者数が減少しており、2025年度は教師塾卒塾生を対象とした静岡市教員採用試験における特別選考試験の倍率1.6倍と、その他の受験者を対象とした一般採用試験の倍率2.78倍との間で、公平性に課題が生じていました。また、2026年度静岡市教員採用試験からは大学3年生の受験が新設されることにより、大学3年生の教師塾応募者の減少が見込まれます。以上のことから、2025年度末をもって廃止することにしました。

【教師塾応募者数】

	1期 (2009年度)	5期 (2013年度)	16期 (2024年度)	17期 (2025年度)
大学3年生	12	14	20	16
大学4年生	19	22	0	2
講師※1	38	23	9	9
その他※2	25	10	4	5
応募総数	94	69	33	32

※1 学校現場に勤務する正規雇用でない常勤または非常勤の教員

※2 大学院生・短大生・社会人

次ページに続く

3 現在検討中の新規事業(案)について

「(仮称)教職スタートフォローアップ事業」は4つの柱となる施策を検討しています。

(1) 教職プレワーク

①課題

新規採用教員(教職未経験者)の中に、日々の授業づくりや学級経営等に苦慮することで、体調を崩したり、休職・退職したりする者が毎年出ている。

②対象 教員採用候補者のうち、教職未経験の希望者

③内容

採用前に学校現場で、授業の補助、児童生徒の学習・活動支援など、プレワークを行い、教員の業務を体感することで、安心して教員生活を始められるようにする。

④時期

8月:採用試験合格者に案内通知 9月:事前説明会

10月~翌年2月:受け入れ校でのプレワーク

⑤その他

教員採用候補者のうち、希望する者を対象とした教職講座・交流研修を実施する。

「教員の業務・授業づくり・学級経営に係る講座」

「静岡市の歴史・文化・産業に係る講座」「静岡市の先輩教員との座談会」など

(2) 教職説明会

①課題

教職に就く希望はあるが、経験がなかったり、長く教職から離れていた等により、教職に就くことに不安を抱え、講師登録をしていない方がいる。その結果、講師不足が生じている。

②対象 潜在教員(教員免許を保有するものの教職に就いていない人)

③内容

教職の魅力や業務内容を知り、個別に相談ができるように、年3回、教職説明会を実施する。希望者には学校現場体験や見学の機会を設け、安心して講師登録ができるようにする。

④時期 6、9、12月の年3回実施

次ページに続く

(3) 教職魅力発見セミナー

①課題

- ・「教職離れ」による教員採用試験の倍率低下は、全国的な課題となっている。
- ・教員業務の大変さ・難しさが大きく伝えられ、教員の魅力が十分に伝わっていないことが「教職離れ」の一つの要因になっていると考えられる。

②対象 教職を目指す、または興味のある中学生・高校生

③内容

教職の魅力を若手教員から聞く講座や個別相談を行う「教職魅力発見セミナー」を開催し、静岡市の教員になることを志す中高生を増やす。

④時期 7月に1回実施

(4) 教員のライフデザイン推進※

①課題

教員になることでどのようなライフが可能となるかについて、広く社会に伝わっていない。

②対象 教員採用候補者、潜在教員、中高校生

③内容

「教員の経験年数や経歴等に応じた研修・支援制度」、「各種休暇制度」、「給与制度」、「年齢・職位ごとのライフ（仕事とプライベート）の具体例」などをまとめた「教員のライフデザイン推進の手引き」を作成し、教職プレワーク・教職説明会・教職魅力発見セミナーや各種研修会で紹介したり、ホームページに掲載したりすることで、教員の魅力を広く発信していく。

④時期

2026年12月までに、「教員のライフデザイン推進の手引き」を作成し、発信していく。

※ライフデザイン 将来の理想のライフ（仕事とプライベート）を自らデザインし、実現していくこと

担当：教育局教職員課(054-354-2416)

水泳授業の現状と今後について

1 要旨

近年、学校のプール施設の老朽化や、夏場の厳しい暑さが続く中で、屋外プールでの水泳授業の実施が難しくなってきています。特に、気温や水温の上昇による体調面への影響、また施設の老朽化に伴う維持管理や安全確保の課題が顕在化し、今後の水泳授業の在り方として、公営や民間の外部プールの活用について検討を進めています。

2 学校プール施設の老朽化について

(1) プール築年数 **77/115校が40年以上を超える**

	30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上	合計
小学校	7	12	29	25	73
中学校	7	10	6	13	36
小中学校	1	1	1	3	6
計	15	23	36	41	115

(2) 令和2～6年度（過去5か年）学校プール修繕実績

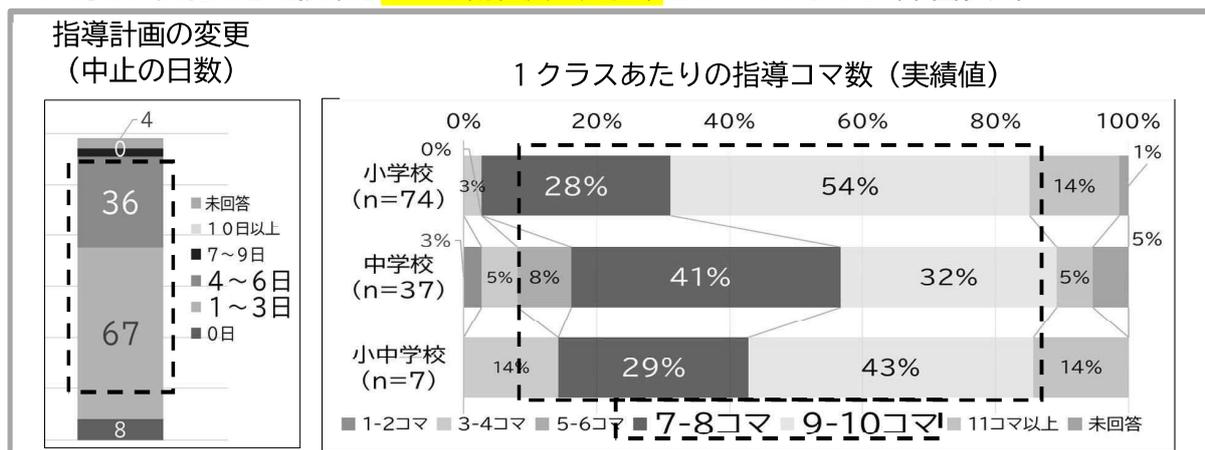
	件数	金額
令和6年度	57	17,146,525円
令和5年度	79	20,301,490円
令和4年度	55	13,399,342円
令和3年度	68	18,318,311円
令和2年度	63	15,324,210円
5か年計	322	84,489,878円
年平均	64.4	16,898,000円

過去5か年の実績
年度当たり約65件
約1,690万円を執行

3 水泳授業の現状について

(1) 小中学校118校の指導時間数の実績（令和6年度調査）

学習指導要領では、水泳授業の時間数は明記されていませんが、静岡市の平均10コマの計画に対し、実施できた授業は7～8割程度の実施率となっています。（下図参照）



(2) 水泳授業が計画通りに実施できない理由

近年の異常気象（猛暑・豪雨など）の影響により、プールサイド床面の熱さ、水温の上昇、熱中症の恐れなど屋外における水泳授業ができない日が増えています。

※授業を中止する要因；雨天・気温・水温・日差しの強さ・暑さ指数（WBGT）・雷注意報等



学校の屋外プールでの水泳授業実施が困難な状況

4 公営・民間プール（室内）の水泳授業の実証研究について

(1) 実証研究の内容

本市では令和3年度から5年間にわたり、学校と外部施設が連携し、水泳授業の新しい形を探ることを目的として、公営・民間の屋内プール施設を活用した実証研究を行ってきました。

(2) 連携施設と対象校数

【公営プール施設】

中央体育館プール	3校
西ヶ谷屋内プール	3校

【民間プール施設】

レオリブレ	1校
セイシン千代田	1校
セイシン葵の森	3校
アケアクラブ	1校

(3) アンケート調査結果

【民間プール利用】 A小学校（1～6年：児童数 190名）

肯定的回答 96.8%

〔肯定的回答の理由〕 ◎暑くも寒くもなくていい ◎平泳ぎができるようになった

〔否定的回答の理由〕 △移動が大変 △自由時間が少ない

【公営プール利用】 B小学校（5～6年：児童数 82名）

肯定的回答 94.8%

〔肯定的回答の理由〕 ◎温水であたたかかった ◎先生がたくさんいてわかりやすい

〔否定的回答の理由〕 △少し深いから △まだ水泳は苦手

【公営プール利用】 C中学校（2年：生徒数 120名）

肯定的回答 75.4%

〔肯定的回答の理由〕 ◎環境が整っている ◎更衣室に個室がある ◎上達する

〔否定的回答の理由〕 △移動に時間がかかる △一般の人がいるので気を遣う

【教員（民間・公営共通）】

〔肯定的回答の理由〕

◎児童生徒が、水温・資質の状況・紫外線等を気にすることない

◎インストラクターと役割分担し、児童生徒の技能差に応じたきめ細やかな指導ができる

◎指導・監視する人数が増えることで、安全に配慮した水泳授業を行うことができる

◎時間外（休日・早朝・放課後等）に行っていた管理業務の負担が軽減される

〔否定的回答の理由〕

△学校行事や時間割の変更や、移動時の安全確保が必要

△インストラクターとの打合せ等の設定が困難

(4) 実証研究からわかったこと

【メリット】

- ① 外部の屋内プールは、水温や水質が常に安定しているため、天候に左右されず、年間を通して計画的に水泳授業を実施できること。
- ② 施設所属のインストラクターと教員が連携することで、個々に応じた指導が可能となり、短時間でも泳力向上が見られること。
- ③ 教員が従来行っていたプール清掃や水質管理といった作業が不要となり、授業準備に専念できるなど、教員の業務負担が軽減されること。

【課題】

- ① 施設までの移動時間や交通手段の確保、移動時の安全確保に配慮が必要であること。
- ② 施設側との日程調整や受け入れに関する調整などが必要なこと。
- ③ インストラクターとの指導内容の共通理解など、授業内容の調整が必要なこと。

5 今後の水泳授業について

5年間の実証研究からは、気温や水温に影響されず、子どもたちが安心・安全に水泳授業を実施できることや、教員の負担軽減など、多くの面でメリットが確認されました。

これらの成果を踏まえ、今後は次期学習指導要領の改訂も視野に入れながら、実技指導と座学の割合や指導時間数も含め、新たな水泳授業の在り方について検討していきます。

関係各課、関係機関と連携し、より多くの学校の受入れに向けて、公営・民間プールとの協議や調整を段階的に進めていきます。

担当：教育センター(054-251-3288)

御幸町図書館×MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店 初コラボイベント 【図書館 vs 書店人気ランキング特別展示 & 秋のスタンプラリー】

1 要旨(目的)

- ・静岡市中心市街地にあるペガサートビル内の「御幸町図書館」と新静岡セノバ内の「MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店」が協力して、市内 12 館ある市立図書館として初めて書店との官民連携イベントを行います。
- ・本や読書を通じて、図書館と書店の連携協働による読書のまちづくりの推進、市民の皆さんに「本」に接する新しい機会の提供、「本」から繋げるサードプレイス（家庭や職場以外の居心地の良い場所）としての利用、図書館や書店利用者の増加など、地域活性化につなげていきます。

2 イベント概要 (チラシをご覧ください。)

- 1 日時 令和7年11月5日(水)～12月7日(日)
 - (1)御幸町図書館 (平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～17:00)
ただし、御幸町図書館休館日 11月10日(月)・24日(月)・26日(水)を除く。
 - (2)MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店 (10:00～21:00)
- 2 場所 (1)御幸町図書館 4階入口特設コーナー (葵区御幸町 3-21)
(2)MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店 5階正面コーナー (葵区鷹匠 1-1-1)
- 3 内容 (1)「図書館 vs 書店」人気ランキング特別展示
 - ・令和7年1月から9月の期間において、御幸町図書館で貸出の多かった図書と MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店で購入の多かった図書のジャンル別上位 10 位のランキング表を展示します。
 - ・展示ジャンルは、①児童(絵本)、②児童(読物)、③生活健康、④小説(日本)、⑤小説(外国)、⑥ビジネスです。
 - ・ランキング表の内容は、貸出回数(購入冊数)・タイトル・著者・出版社・出版年・本の所在場所(図書館=請求記号、書店=コーナー名)です。
 - ・人気ランキングの中から、御幸町図書館司書のおすすめ本POP(手書き紹介カード)を MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店で 20 枚展示し、MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店書店員のおすすめ本POPを御幸町図書館で 20 枚展示します。(2)「秋のスタンプラリー」
 - ・開催期間にスタンプ計 2 個(図書館来館 1 個、書店来店 1 個)集めた方に特別ノベルティグッズ(シール・缶バッジ)先着 140 個プレゼントします。

担当：中央図書館(御幸町図書館 054-251-1868)



御幸町図書館
ライトさん

初! コラボイベント

**“図書館” VS “書店”
人気ランキング特別展示**



MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店
アルテアちゃん・ホックくん

秋のスタンプラリー

静岡市立御幸町図書館

MARUZEN&ジュンク堂書店 新静岡店

★11/5(水)～12/7(日) (図書館休館日 11/10(月)、24(月)、26(水)を除く)

御幸町図書館(平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～17:00)

MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店(10:00～21:00)

★ペガサートビル4階 静岡市立御幸町図書館 入口特設コーナー

★新静岡セノバ5階 MARUZEN&ジュンク堂書店新静岡店 正面特設コーナー

【特別展示】

2025年の貸出回数/購入冊数の
多かった本をランキングで発表!
司書と書店員のおすすめ本も
POP展示します!

【スタンプラリー】

御幸町図書館とジュンク堂書店の
スタンプを集めた方に、ノベルティ
グッズをプレゼント♪(先着順)

【地図】

新静岡セノバとペガサートビルはこちら!

